

一般社団法人ウェイクボード協会の皆さまへ

JWBA 保険制度のご案内

#1 JWBA賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険)

JWBAメンバーがトーイング業務を実施されるにあたって不可欠です

この保険の特長

JWBAメンバーがトーイング業務中に生じた事故による参加者および第三者の身体の障害または財物の損壊について、被保険者(注)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバー(注) 被保険者については下記案内をご覧ください。

※ トーイング業務中とはウェイクボードおよびウェイクサーフィンの講習またはウェイクボードおよびウェイクサーフィンを目的としたツアーの指導をいいます。

ご加入プラン(支払限度額と年間保険料)

項目		プラン1	プラン2
(1名・1事故・保険期間中) 支払限度額	支払限度額(対人・対物共通)	10億円	5億円
	免責金額	0円	
保険料(1年間)		36,900円	24,070円

ご加入要領

保険期間(ご契約期間) 2023年4月1日午前0時～2024年4月1日午後4時

契約者 一般社団法人ウェイクボード協会

被保険者(補償の対象となる方) 一般社団法人ウェイクボード協会に所属する会員※
※特定船舶免許保有者に限ります。

申込締切日 2023年3月20日(月) (必着)

手続き方法 加入申込票に必要事項をご記入の上、締切日までに一般社団法人ウェイクボード協会事務局までご提出ください。

保険料払込方法 保険料は2023年2月28日着金へ入でお振込みをお願いいたします。

この保険で支払われる主な保険金

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。

対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など
対物賠償の場合…滅失の時は滅失の時価額、き損、汚損の場合は修理費用
その他…応急手当、護送などの費用、引受保険会社の承諾を得て支出した訴訟費用、弁護士費用等

この保険でお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ③車両、船舶、航空機の所有・使用・管理によって生じた損害賠償責任
- ④店舗管理上の賠償責任、スタッフなどの従業員に対する事故によって生じた損害賠償責任
- ⑤受講者の財物を預かって保管したり、使用または加工している間に、その預かった財物を損壊させたことによって生じた損害賠償責任
- ⑥資格者が所属するショップの使用人(非常勤スタッフを含みます)に対する、その使用人が業務に従事中に被った事故によって生じた損害賠償責任
- ⑦参加者がライフジャケットを着用しない等のJWBAの定める安全基準を著しく逸脱することによって生じた損害賠償責任

など

ご注意

- この保険は一般社団法人ウェイクボード協会を保険契約者とし、保険加入のJWBAメンバーと、保険加入のJWBAメンバーが所属するショップおよび経営者を加入者(被保険者)とする施設所有(管理)者賠償責任保険の団体契約です。
- この保険は、「賠償責任保険普通保険約款」「施設所有(管理)者特別約款」および「被保険者および対象業務に関する特約(一般社団法人ウェイクボード協会用)」により構成されています。
- 店舗関係の賠償責任保険はセットされておりません。「JWBA協力店・法人会員向け賠償責任保険」へのご加入もおすすめていたします。
- 傷害保険はセットされておりません。別途「トーイングイベント 傷害保険」にご加入をおすすめいたします。
- 普通保険約款・特別約款・特約集、保険証券は、保険契約者(一般社団法人ウェイクボード協会)に交付されます。
- このパンフレットは「施設所有(管理)者賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

「トーイング中のミスで参加者にケガをさせてしまった！」

ご注意

【保険会社破綻時の取扱い】

- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

【複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）】

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください※。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

【お客さまに関する情報の取扱い】

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

●個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

万一、事故が発生した場合の手続き

- 万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 施設所有（管理）者賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。



お問い合わせは

【取扱代理店】

株式会社ほけんのぜんぶ
住所：〒171-0014
東京都豊島区池袋2-53-5
KDX池袋ウエストビル7F
TEL：03-6907-9070

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京北支店 池袋支社
住所：〒170-0013
東京都豊島区東池袋3-22-17
東池袋セントラルプレイス3階
TEL：03-3984-0326